



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 エ レ コ ム 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 葉 田 順 治
(コード番号 : 6 7 5 0 東 証 一 部)
問 合 せ 先 業 務 統 括 部 部 長 代 理 中 島 洋
電 話 番 号 0 6 - 6 2 2 9 - 1 4 1 8

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社グループは、業績の向上に努めるとともに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするためのものであり、これまで、株主の皆様に対する利益還元の実現を図るため、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

このような状況の下、当社の第 2 位株主（平成 27 年 3 月 31 日現在）である有限会社サンズ（本日現在の保有株式数 5,650,000 株。本日現在の発行済株式総数（22,398,699 株）に対する割合 25.22%（小数点以下第三位を四捨五入。発行済株式総数に対する割合の計算において、以下同じとします。））。以下「サンズ」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部である 2,600,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 11.61%）程度について売却する意向がある旨の連絡を平成 26 年 12 月に受けました。サンズは当社の創業家の資産管理業務を行っている会社であり、また、当社取締役社長である葉田順治が代表取締役を務め、また同氏及び同氏の一親等内の血族が同社に出資し、取締役を務めております。なお、当社とサンズとの間に事業上の関係はございません。

当社は、サンズの意向を踏まえ平成 27 年 1 月上旬より具体的な検討を開始した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながる判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、平成 27 年 3 月 31 日時点で当社は、現金及び預金を約 216 億円（連結ベース）保有している点を勘案すれば、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと

判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、サンズ以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から 2,750,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 12.28%）を上限としております。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 5 月 15 日）までの過去 3 ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10%のディスカウントとなる価格を本公開買付価格とすることを、平成 27 年 1 月中旬にサンズに提案いたしました。その結果、サンズにおいて長期にわたり十分な検討がなされた後、平成 27 年 5 月 15 日にサンズより上記条件にてその保有する当社普通株式 2,500,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 11.16%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、下記「2. 自己株式の取得に関する取締役会決議の内容」に記載の内容で自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は、平成 27 年 5 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,562 円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 10%のディスカウント率を適用した 2,305 円（円未満切捨て）とすることを決議しました。

また、当社取締役社長である葉田順治はサンズの代表取締役を務めており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社とサンズとの事前の協議及び交渉にはサンズの立場からのみ参加して当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

なお、サンズからは、本公開買付けに応募しない当社普通株式 3,150,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 14.06%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式については、株主利益の増加を図ることを目的として、今後発行が予定されている新株予約権への充当分を除き、全部を本公開買付け終了次第速やかに消却する予定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	2,750,100 株（上限）	6,338,980,500 円（上限）

（注 1）発行済株式総数 22,398,699 株

（注 2）発行済株式総数に対する割合 12.28%

（注 3）取得する期間 平成 27 年 5 月 18 日（月曜日）から平成 27 年 7 月 31 日（金曜日）まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 27 年 5 月 18 日（月曜日）
----------	-----------------------

② 公開買付開始公告日	平成 27 年 5 月 19 日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成 27 年 5 月 19 日（火曜日）
④ 買付け等の期間	平成 27 年 5 月 19 日（火曜日）から 平成 27 年 6 月 15 日（月曜日）まで（20 営業日）

(2) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 2,305 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 27 年 5 月 18 日の前営業日（同年 5 月 15 日）の当社普通株式の終値 2,954 円、同年 5 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,759 円、及び同年 5 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,562 円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが望ましいと判断いたしました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 5 月 15 日）までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,562 円に対して 10%のディスカウントとなる 2,305 円（円未満切捨て）を本公開買付価格とすることをサンズと平成 27 年 5 月 15 日に合意し、同社より上記条件にてその保有する当社普通株式 2,500,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 11.16%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、上記「2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容」に記載の内容で自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は、平成 27 年 5 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,562 円に対して 10%のディスカウント率を適用した 2,305 円（円未満切捨て）とすることを決議しました。

なお、本公開買付価格である 2,305 円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 27 年 5 月 18 日の前営業日（同年 5 月 15 日）の当社普通株式の終値 2,954 円から 21.97%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 5 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,759 円から 16.46%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 5 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,562 円から 10.03%（小数点以下第三位を四捨五入）を、それぞれディスカウントした金額になります。

②算定の経緯

当社グループは、業績の向上に努めるとともに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保

しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするためのものであり、これまでも、株主の皆様に対する利益還元への更なる充実を図るため、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

このような状況の下、当社の第 2 位株主（平成 27 年 3 月 31 日現在）であるサンズより、その保有する当社普通株式の一部である 2,600,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 11.61%）程度について売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、サンズの意向を踏まえ平成 27 年 1 月上旬より具体的に検討を開始した結果、当社が当該株式を自己株式として取得することが、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる事となり、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けに係る買付け等の価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付け価格について検討を行いました。当社は、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 5 月 15 日）までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10% のディスカウントとなる価格を買付け価格とすることを、平成 27 年 1 月中旬にサンズに提案し、その後サンズにおいて長期にわたり十分な検討がなされた後、平成 27 年 5 月 15 日にサンズより上記条件にてその保有する当社普通株式 2,500,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 11.16%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

その結果、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 27 年 5 月 18 日の前営業日（同年 5 月 15 日）の当社普通株式の終値 2,954 円から 21.97%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 5 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,759 円から 16.46%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 5 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,562 円を 10.03%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額となる 2,305 円（円未満切捨て）を本公開買付け価格とすることを平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,750,000 株	一株	2,750,000 株

（注 1）本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（2,750,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（2,750,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金 6,366,750,000 円

(注) 買付予定数 (2,750,000 株) を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用 (本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用) の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成27年7月7日(火曜日)

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券

株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、さらに本人確認書類をご提出いただくことになります。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成27年6月15日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社の第2位株主（平成27年3月31日現在）であり創業家の資産管理業務を行うサンズは、保有する当社普通株式5,650,000株（保有割合にして25.22%）の一部である2,500,000株（保有割合にして11.16%）について、本公開買付けに対して応募する意向を平成27年5月15日に表明しております。

なお、当社はサンズより、本公開買付け後もサンズが保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は3,150,000株、保有割合にして14.06%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

- ③ 当社は、平成27年5月11日付で「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきま

しては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査証明を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成 27 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

(イ) 損益の状況

決算年月	平成 27 年 3 月期 (第 30 期)
売上高	75,785 百万円
売上原価	50,865 百万円
販売費及び一般管理費	16,808 百万円
営業外収益	164 百万円
営業外費用	753 百万円
当期純利益	4,461 百万円

(ロ) 1 株当たりの状況

決算年月	平成 27 年 3 月期 (第 30 期)
1 株当たり当期純利益	201.61 円
1 株当たり配当額	60.00 円
1 株当たり純資産額	1,249.78 円

④ 支配株主との取引等に関する事項

(ア) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

サンズは、支配株主である葉田順治及び同氏の近親者が議決権の過半数を所有している会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成 26 年 11 月 6 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「原則として、少数株主に不利益となる支配株主との取引等を行わないこととしておりますが、真にやむを得ない特段の事情がある場合は、取締役会において審議の上、その決定を得るものとしており、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与え得ることのないよう適切に対応してまいります。」と公表しております。

本公開買付けによるサンズからの自己株式の取得に際して、少数株主の不利益となるような取引とならないよう以下の措置を講じているため、取引条件及び取引の決定方針等につきましては、一般の取引と同様に決定しており、かかる指針に適合していると判断しております。

(イ) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法によって実施することとしております。

また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。

さらに、当社取締役社長である葉田順治はサンズの代表取締役を務めており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社とサンズとの事前の協議及び交渉にはサンズの立場からのみ参加して当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び

決議には参加しておりません。

なお、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、支配株主との利害関係のない取締役（うち社外取締役 2 名）及び監査役（うち社外監査役 3 名）が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

(ウ) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、当社の独立役員である社外監査役戸井田俊光及び社外監査役神本満男に対し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものでないかについての意見を依頼いたしました。当該社外監査役は、当社取締役会での検討を含め、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、本買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。その結果、当社は、当該社外監査役より本公開買付けに係る当社の意思決定について、以下の点を総合的に考慮して、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成 27 年 5 月 18 日に取得しております。

- (i) 本公開買付けは、当社の事業上又は財務上の観点から不合理なもの認められないこと。
- (ii) 自己株式の具体的な取得方法については、サンズ以外の株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施され、また、本公開買付けの内容も、株主間の平等性、取引の透明性の観点からサンズ以外の株主にとって特段不利益な内容ではないこと。
- (iii) 本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を本公開買付価格としており、サンズに特に有利な条件での取引には該当しないものと考えること。
- (iv) 自己株式の取得及び本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として適正・公正な措置がとられていること。

(ご参考) 平成 27 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	22,155,018 株
自己株式数	223,181 株

以 上